

(平成21年3月11日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認三重地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	5 件

## 三重国民年金 事案 502

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 2 月、同年 3 月、62 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 44 年 3 月まで  
② 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで  
③ 昭和 61 年 2 月及び同年 3 月  
④ 昭和 62 年 2 月及び同年 3 月

申立期間①及び②の国民年金保険料については、母親が集金人に納めていたはずであり、未納ということは納得できない。申立期間③及び④は詳細な記憶は無いが、前後の期間が納付済みであるにもかかわらず、この期間のみが未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は他界しているため、国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 45 年 1 月ごろに払い出されているが、その時点では、申立期間①の大部分は特例納付によるほかは、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、特例納付していた形跡も無く、申立期間①及び②について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付していたとしているが、当該国民年金保険料を誰が納付したか特定できない上、申立期間②については、申立人の妻も未納となっている。

加えて、申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付していたこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間③及び④については、申立人から提出された昭和 61 年及び 62 年の確定申告書の控えによると、社会保険料控除欄に二人分の国民年金保険料に近い金額が記載されている上、申立期間③及び④は、それぞれ 2 か月と短期間であり、申立期間③及び④前後の保険料についても現年度納付されていることから、あえて申立期間③及び④のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 2 月、同年 3 月、62 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年10月から43年3月までの期間、62年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年6月まで  
② 昭和42年10月から43年3月まで  
③ 昭和44年4月から46年3月まで  
④ 昭和62年2月及び同年3月

国民年金保険料については、申立期間①は母親が、申立期間②及び③は義母が集金人に納めていたはずである。申立期間④は詳細な記憶は無いが、前後の期間が納付済みであるにもかかわらず、この期間のみが未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は他界しているため、国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立期間①については、申立人の母親も未納となっている上、申立期間①直後の国民年金保険料を時効直前の昭和39年9月に納付していることから、申立期間①は時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間③については、国民年金保険料を誰が納付したか特定できないとしている。加えて、当時同居していた申立人の母親の納付状況をみると、申立期間③直前の期間まで申立人と納付日が同一であることから、申立人の国民年金保険料については、その母親が納付していたことがうかがわれるところ、申立人の母親は昭和44年6月に他界しているため、申立期間③のうち、昭和44年度については申立人の母親は保険料を納付することができ

なかったと考えるのが自然である上、45年度は申立人の夫も未納となっている。

このほか、申立期間①及び③について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、12か月と短期間である上、上記のとおり、申立期間②当時の保険料については申立人の母親が納付していたと考えられるところ、申立期間②については申立人の母親は納付済みとなっている。

その上、申立期間④については、申立人から提出された昭和62年の確定申告書の控えによると、社会保険料控除欄に二人分の国民年金保険料に近い金額が記載されている上、申立期間④は2か月と短期間であり、申立期間④前後の保険料についても現年度納付されていることから、あえて申立期間④のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年10月から43年3月までの期間、62年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 三重国民年金 事案 504

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から同年10月まで

国民年金保険料は、郵便局や銀行で納めていた。自分自身が納めに行くことができない時でも、母親に頼んで納めてもらっていたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

母親が、申立期間の納付について、社会保険事務所に相談したことを示すメモ書きがある。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の母親が社会保険事務所で記入してもらったとするメモ用紙には、当該社会保険事務所の名称が印刷されていることから当該社会保険事務所で使用されていた用紙であることが確認できる上、当該メモ書きは、記載された内容から申立人が厚生年金保険に加入している昭和50年11月から51年11月までの間に作成されたものであることが推認できる。

さらに、申立人の母親が社会保険事務所に相談したと思われる時期においては、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である上、上記メモ用紙には、「昭和50年7月から10月未納（納付して頂く）」との記載があることから、申立人の母親は社会保険事務所から保険料の納付を促されていたものと考えられ、申立人の保険料の納付状況を確認するために社会保険事務所にまで出向いた申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 11 月、同年 12 月及び平成元年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月から 42 年 4 月まで  
② 昭和 46 年 7 月から 53 年 3 月まで  
③ 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで  
④ 昭和 54 年 7 月から 55 年 6 月まで  
⑤ 昭和 63 年 11 月及び同年 12 月  
⑥ 平成元年 3 月

申立期間の国民年金保険料については、夫婦の分を一緒に納付していた。納付した期間は、1 か月分の時もあり、ある程度まとめたの時もあり、さかのぼって納付した時もあったが、夫の保険料だけ納めることは無い。必ず二人分納付していたので、申立期間について未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②、③及び④について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間①について、申立人は国民年金加入手続に係る記憶が無い上、申立人が所持している国民年金手帳において、「初めて被保険者となった日」は昭和 46 年 7 月 16 日と記載されており、市及び社会保険事務所の記録とも一致していることから、申立期間①は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 5 月に払い出されているため、申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された直後に実施された第 3 回特例納付（昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月

まで実施)によらなければ、その大部分は時効により国民年金保険料を納付できないが、申立期間②について、申立人及びその夫共に特例納付が行われた形跡は無い上、申立期間②について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

加えて、申立期間②の申立人の夫の納付状況をみると、昭和 51 年度及び 52 年度の国民年金保険料は現年度納付されていることから、当該期間の保険料を申立人が申立人の夫と一緒に納付することはできず、夫婦二人分を一緒に納付していたとする申立内容と矛盾している。

その上、申立期間③及び④については、その前後の期間の国民年金保険料の納付及び免除の状況が夫婦同一であることから、基本的に申立人及びその夫の納付行為は同一であったと考えられるところ、申立人の夫についても、申立期間③及び④の保険料は未納となっている。

このほか、申立期間①、②、③及び④について、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 一方、申立期間⑤及び⑥については、それぞれ 2 か月及び 1 か月と短期間である上、その前後の国民年金保険料については現年度納付している。

また、申立人が国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫の申立期間⑤及び⑥を含む昭和 63 年度の保険料については、市が保管している申立人の夫の国民年金被保険者名簿では納付済みとなっているにもかかわらず、市のコンピュータの記録及び社会保険庁の記録においては、昭和 63 年 11 月の保険料が未納となっており、行政側の記録管理に不適切な面がみられる。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 11 月、同年 12 月及び平成元年 3 月の国民年金保険料を納付したものと認められる。

## 三重国民年金 事案 506

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 7 月から 52 年 12 月まで  
② 昭和 58 年 7 月から同年 9 月まで

申立期間①については、夫が昭和 44 年 1 月に亡くなり、国民年金保険料の納付を 1 年間免除してもらったが、その後は納付していた。保険料の大部分は地区市民センターで納めたと記憶しているが、婦人会での集金もあったと思う。当時の書類は残っていない。

申立期間②については、A 市 B 町に住んでおり、ずっと納付していた。なぜ申立期間②の 3 か月が未納とされているのか分からない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳（昭和 40 年度から 49 年度まで作成・使用されていた台帳）及び A 市の国民年金被保険者名簿における納付記録によると、当初、昭和 43 年 10 月から 52 年 3 月までは法定免除期間、52 年 4 月から同年 12 月までは未加入期間となっており、その後、法定免除期間の記録は取り消されて未加入期間に変更されている（社会保険事務所の台帳では法定免除期間のまま残されている。）が、これら期間については、申立人は申立人の夫の厚生年金保険の遺族年金受給者等であるため国民年金の任意加入対象期間となり、国民年金保険料の免除を受けることができないことから、国民年金の被保険者資格が取り消されたものと推認できる。

さらに、国民年金保険料の免除対象者については、通常、保険料の納付書が送付されることは無く、A 市においても、「当時、法定免除対象者に対し

て納付書は発行されていなかった。」としていることから、申立期間①について、申立人が保険料を納付していたとは考えられない。

加えて、申立期間①について、申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②は3か月と短期間である。

その上、申立期間②は、任意加入期間であり、申立期間②前後の任意加入期間については現年度納付されており、申立期間②当時、生活環境上の変化は特に無かったと考えられることから、あえて申立期間②のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付したものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月から45年3月まで  
② 昭和57年4月から同年9月まで

申立期間①のころはA市に、申立期間②のころはB市に居住していた。A市においては、市役所職員が自宅に国民年金保険料の徴収に来ており、B市においては、市役所に納付に行っていた。夫婦二人分の保険料1年分をまとめて後払いしていたので、未納となっているのはおかしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年4月に国民年金保険料の納付を開始して以降、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付しているほか、申立人の妻についても、申立期間②を除き、国民年金加入期間についてすべて保険料を納付している。

また、申立期間①について、申立人は、国民年金保険料の徴収は市の徴収員により行われていたと主張しているところ、申立期間①当時、A市においては専任の徴収員がいたことが確認できたことから、申立内容を裏付けるものとなっている。

さらに、申立期間①は6か月と短期間である上、市の徴収員が自宅に保険料の徴収に伺っているにもかかわらず、申立人のみ保険料の徴収が行われていないのは不自然である。

一方、申立期間②については、申立人はB市に転居しているが、B市における申立人夫婦の国民年金保険料の納付状況をみると、夫婦の納付日は同日で、かつ1年分をさかのぼって納付している状況がみられることから、基本的に申立人夫婦の納付行為は同一であったと考えられるところ、申立期間②

については、申立人の妻も未納となっている。

加えて、申立期間②の年度である昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月までの保険料の納付は、時効にかかる直前の 60 年 1 月に納付されていることから、申立期間②については、時効により納付できなかったものと考えられる上、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 10 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年3月まで

申立期間当時はA市に居住しており、国民年金保険料は市役所職員が毎月集金に来てくれた。保険料額は覚えておらず、領収書も残っていないが、未納となっているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立期間は、国民年金の任意加入期間であり、申立期間前後の任意加入期間については国民年金保険料を現年度納付していることから、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立人は住所を複数回異動しており、申立人が現在居住している市及び社会保険庁の記録においては、申立期間は国民年金保険料の未納期間とされているが、申立人が申立期間当時居住していた市及びその後転居した町の記録においては、申立期間の納付が確認できることから、行政側の記録管理が不適切であったと考えられる。

さらに、申立人が記憶している国民年金保険料を集金していた市役所職員についても、申立期間当時市役所に在籍していたことが確認でき、申立内容に不合理な点はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの期間及び 40 年 4 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 2 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 6 月から 39 年 3 月まで  
② 昭和 39 年 7 月から 40 年 8 月まで

申立期間は A 市 B 町に在住しており、国民年金保険料については、毎月、集金に来ていた集金人に妻が夫婦二人分を渡していた。国民年金保険料は二人分で月 200 円から 300 円ぐらいだったことや、家賃の通帳のようなものに領収印を押していたことを覚えている。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険への加入期間が大半であり、国民年金への加入期間は短期間であるが、申立期間を除き、すべて国民年金保険料を納付しており、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻についても、申立人が厚生年金保険の資格を喪失した直後の 1 か月を除き、国民年金の加入期間についてすべて国民年金保険料を納付している。

また、申立人の妻に聴取した結果、国民年金に加入した経緯、保険料の納付等についての説明は、具体的であり、申立人夫婦は町内会からの勧奨により夫婦二人で国民年金に加入したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 39 年 10 月に夫婦連番で払い出されている上、申立期間当時納付していたとする保険料についても、当時の保険料額と近似していること等から、申立内容は基本的に信用できる。

しかし、申立期間のうち、昭和 37 年 6 月から 38 年 3 月までの期間及び 39 年 7 月から 40 年 3 月までの期間については、申立人の妻は 50 年 12 月に第 2 回特例納付により国民年金保険料を納付しているが、申立人の妻は、当該特例納付による保険料の納付について明確に記憶していない上、申立人は、当

該特例納付による保険料が納付された時期は厚生年金保険に加入中であることから、当該時期に係る申立人の保険料を納付していたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの期間及び 40 年 4 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 三重国民年金 事案 510

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から同年 9 月まで

昭和 55 年ごろ、国民年金保険料を A 市 B 町の婦人会で納付していたが、領収書は後日持参するとのことだった。当時は育児と仕事を両立していたので、その後、領収書が届かなかったことを問いただすことを忘れ、そのままにしていた。

平成 19 年 9 月に国民年金の記録照会をしたところ、申立期間が未納であることが分かったが、私の記憶では間違いなく納付していたので、未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、数度にわたる国民年金の第 1 号被保険者と第 3 号被保険者との種別変更手続も適切に実施されており、申立人の納付意欲は高かったものと考えられる。

また、申立期間は 3 か月と短期間である上、申立期間前後の国民年金保険料についても現年度納付されていることから、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 三重厚生年金 事案 356

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和43年1月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月24日から同年2月24日まで  
社会保険事務所へ厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和43年1月について、厚生年金保険に加入していない旨の回答があった。  
A社の従業員住所録（私と、同僚のC氏及びD氏の入社年月日記載）を提出するので、申立期間について被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険加入記録並びにB社が保管している人事記録及び退職所得の源泉徴収票・特別徴収票（昭和62年分）から、申立人が申立期間においても同社で勤務していたことが確認できる。

また、A社の従業員住所録（昭和61年3月現在）及び社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録によると、同住所録に記載されている昭和40年代に入社した同僚は、申立人が記憶している二人を含めほぼ全員が入社と同時に被保険者となっている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年2月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B

社は保険料を納付したかどうかについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 三重国民年金 事案 511

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 3 月から 47 年 3 月までの期間、49 年 4 月から 50 年 3 月までの期間、51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間及び 58 年 4 月から 62 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月から 47 年 3 月まで  
② 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで  
③ 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで  
④ 昭和 58 年 4 月から 62 年 9 月まで

申立期間の国民年金保険料については、国民健康保険料と併せて納付していた。納付頻度は 6 か月分か 1 年分の一括払いであった。

国民年金は国民健康保険とセットだと思っているし、保険料の請求もセットで来ていたので、その片方を納付しないことは考えられない。

また、申立期間④の時は、昭和 56 年から 25 年間勤務した同一の会社に勤めていた時であり、途中だけ未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 47 年 11 月に夫婦連番で払い出されているが、その時点では、申立期間①の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間①について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人の昭和 47 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、国民年金手帳記号番号の払出日と同一日に納付されていることから、この時点から納付を開始したと考えるのが自然である上、申立人の妻についても、申立期間①のうち、申立人の妻が 20 歳になった 44 年 6 月から 47 年 3

月までは未納となっている。

申立期間②及び③については、申立人の妻も国民年金保険料は未納となっている上、申立人は、国民年金保険料の納付書と国民健康保険料の納付書と一緒に送付されてきたため、両方の保険料を併せて納付していたと主張しているが、申立人が当時居住していたA市に照会したところ、国民年金と国民健康保険は会計が別であるため納付書が同時に送付されることは無いとしていることから、申立内容に不合理な点がみられる。

申立期間④については、54 か月と長期間である上、申立人の妻も国民年金保険料は未納となっている。

加えて、申立期間④直後の昭和 62 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 63 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、申立人及びその妻共に、それぞれ時効直前の平成 2 年 1 月及び同年 4 月に納付されていることから、保険料を適切に納付していた状況はみられない。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 512

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から43年3月まで

申立期間は、A県B市の料理店に勤務しており、私の国民年金保険料は、店主が給与から強制的に天引きして納付していたと思う。

また、B市で保険料を納付していないのならば、父親が住んでいたC県D郡E町（現在は、F市）に住所があったと思うので、父親が私の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が勤務していたB市の料理店の店主又はF市に居住していた申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、料理店の店主及び申立人の父親は既に他界しているため、申立人の国民年金の加入手続及び申立人の保険料納付状況について聴取することができず、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

さらに、申立人は、B市に住民票を移動した記憶が無いことから、B市では国民年金に加入できなかったと考えられる上、B市及びF市においては国民年金被保険者名簿等が保存されていなかったため確認できなかったが、両市をそれぞれ管轄している社会保険事務所に確認したところ、申立期間について、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無かった。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年8月にG市において払い出されているが、その時点では、申立期間のうち41年6月以前の保険料は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

その上、申立人は、昭和50年代にまとめて国民年金保険料を納付した記憶があるとしているため特例納付した可能性も考えられたが、申立人は、納付

金額、納付時期、納付場所等納付状況についての具体的な記憶が無い上、G市及び社会保険事務所を調査しても、申立人が特例納付した形跡は無い。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から55年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から55年6月まで

昭和54年ごろに夫が入院した際、その治療費の支払いに困り、A市B区役所で国民健康保険に2年<sup>そきゆう</sup>遡及して加入し、国民健康保険料を納付した。その際、同じ窓口の担当者から国民年金保険料をさかのぼって一度に納付できる期間であると聞き、後日何年分か分からないが、郵便積立金を解約して保険料を納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、昭和54年に国民年金保険料をさかのぼって一括して納付したとしているため特例納付に係る申立てと考えられるが、申立人の国民年金手帳記号番号は61年5月ごろに払い出されており、この時期は特例納付の実施期間ではない上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無く、申立期間は未加入期間であることから、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、昭和54年ごろに国民健康保険料及び国民年金保険料を区役所の同じ窓口で納付したと主張しているが、市に照会したところ、申立期間当時、同区では、i) 国民健康保険と国民年金は別々の課で所管しており、通常、これらの保険料を同一窓口で取り扱うことは無かったこと、ii) 国民健康保険に未加入の場合、<sup>そきゆう</sup>遡及できる期間は3か月であったことから、<sup>そきゆう</sup>遡及して保険料を納付した場合においても、申立人が納付したとする金額と大きく相違していること、iii) 国民年金の特例納付による国民年金保険料の収納は行っていなかったこととしていることから、申立内容に不合理な点が

みられる。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から6年3月まで

臨時職員として働いていた私立幼稚園に、平成6年4月から正規職員として採用されることとなり、私学共済組合に加入する前に、国民年金保険料の未納分を納付しようと思い、平成5年度の保険料の納付書と現金を持参し、A市役所のB支所に行った。その時、窓口の職員から、2年前までさかのぼって納付できることを教えられたので、一度帰宅してから、再度2年分の保険料を持参して窓口で納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年9月にC市において払い出されているが、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人が申立期間当時に居住していたA市を調査しても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立期間にA市において国民年金に加入した形跡は無い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A市B支所の窓口において納付したと主張しているが、A市に照会したところ、申立期間当時、同市B支所では過年度保険料の窓口収納は行われていなかったとしていたことから、申立内容に不合理な点がみられる。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付については申立人が当時勤務していた幼稚園に指導されて行ったとしているが、当該幼稚園に照会したところ、指導していた事実は確認できなかった上、ほかに申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 515

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年11月まで

昭和36年4月から夫婦二人で国民年金に加入し、最初の1年間は集金人に国民年金保険料を納付していた。その後、集金人が来なくなったため、保険料の納付も滞っていたが、46年11月ごろに市役所から、10万円納めたら未納期間が納付済みになると連絡が来たので、妻が妻の姉と一緒に市役所に行き10万円を納付した。申立期間が未納となっているのは納得がない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

申立人は、昭和36年4月に申立人及びその妻と一緒に国民年金に加入したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は51年1月5日に払い出されており、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無いことから、申立人は50年12月ごろに国民年金の加入手続きを行い、その時に国民年金被保険者資格を36年4月まで遡<sup>そきゅう</sup>及して取得したものと考えられる上、申立期間については、申立人の妻は国民年金の未加入期間となっている。このため、申立人は、46年11月ごろに、市役所からの連絡により保険料を納付したとしているが、その時点では、申立人は未だ国民年金に加入していないことから保険料を納付することができない。

また、申立人は、一括して保険料を納付したのは1回だけであると述べているところ、昭和50年12月25日に45年12月から50年3月までの保険料を特例納付及び過年度納付により納付しているため、当該期間の納付を申立期間の納付と錯誤していることも考えられる上、仮に、当該期間と併せて申

立期間の保険料を特例納付した場合においても、その保険料額は申立人が納付したとする金額と大きく相違している。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 516

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 9 月まで

国民年金の制度ができた時に、祖母が加入手続をしてくれ、毎月私の国民年金保険料を納付してくれていた。祖母はよく郵便局を利用していたので、郵便局で保険料を納付したのではないかと思う。当時、100 円の領収印を押した薄茶色をしたはがき大の紙を見たことがある。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の祖母が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の祖母も他界しているため、国民年金への加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、国民年金の第 3 号被保険者制度が導入された昭和 61 年 4 月に初めて国民年金に加入（第 3 号被保険者資格取得の手続は昭和 61 年 12 月に処理）しており、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い上、市を調査しても、申立人が申立期間に国民年金に加入した形跡は無く、申立期間は未加入期間となっているため、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月 1 日から 49 年 1 月 1 日まで  
② 昭和 50 年 1 月 1 日から 52 年 1 月 1 日まで

申立期間①（A社（現在は、B社））及び②（C社）における厚生年金保険加入について、社会保険事務所に照会したところ、加入記録が無いとの回答であった。

しかし、当時、A社には従業員が 30 人から 40 人ほどおり、C社では 50 台から 60 台ぐらいのトラックを有していたので、私は両社において厚生年金保険に加入していたと思う。

両社について、申立期間当時の給与明細書等の資料は無く、厚生年金保険被保険者証を受け取った記憶及び給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶も明確ではないが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及びその前後の期間にA社に在籍していた同僚の供述により、勤務時期の特定はできないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、当時の資料は残っておらず確認できないとの回答があった。

また、申立期間①にA社に在籍していた複数の同僚に照会したところ、このうち一人は、当時同社では3か月以上勤務した従業員を対象に社会保険に加入させていたが、対象者すべてを加入させていたかどうかは分からないと回答していることから、同社では必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入

させていたとは言えない状況はうかがえるものの、同社における厚生年金保険適用に係る具体的な取扱いについての供述は得られなかった上、他の同僚からも同社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

さらに、申立期間①について、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてC社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間②にC社に在籍していた複数の同僚に照会したものの、申立人のことを覚えていないと回答しており、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、申立期間②について、社会保険事務所が保管しているC社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 1 日から 32 年 8 月 1 日まで  
A社について厚生年金保険期間照会をしたところ、昭和 31 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの 5 か月間以外の加入期間は見当たらないとの回答があった。しかし、申立期間にも同社で勤務しており、当時の同僚にB氏がいた。給与明細書等の関連資料は無いが、申立期間において厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は昭和 33 年 10 月 4 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間にA社に在籍していた同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）のうち連絡先が分かった二人に照会したところ、二人とも申立人は同社で勤務していたと回答しているものの、いずれも申立人の勤務時期については覚えていないとしている。

さらに、当該同僚二人のうち一人は、本人が記憶している入社時期のうち最も遅い時期の 5 か月以上後に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、残る一人も、入社後長期間、厚生年金保険に加入していなかったと供述していることから、同社では必ずしも勤務期間すべてについて従業員を厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月25日から32年2月25日まで

昭和31年9月25日から32年2月25日までA丸に乗船すると同時に船員保険にも加入し船員保険証も交付され、保険証を使ってB市の歯科で診察を受けた記憶もあるので、申立期間について船員保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している船員手帳により、申立人が申立期間にA丸に乗船し勤務していたことは確認できる。

しかし、A丸は既に船員保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の船舶所有者も他界しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が申立期間と一緒にA丸に乗船していたとする同僚4人のうち連絡先が分かった3人に照会したものの、当時の同船舶における船員保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

さらに、船員保険料は、制度上、事業主と船員が負担することとされていることから、船員保険被保険者については、給与から船員負担分の保険料が控除されることとなるが、申立人は、申立期間当時、申立人の給与から船員保険料は控除されておらず、船舶所有者がすべて保険料を納付していたものと思っていたと供述している。

加えて、申立期間について、社会保険事務所が保管しているA丸の船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿には、申立人のほか乗船していた船長、機関士等の氏名が無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認ができる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 360

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月ごろから 36 年 4 月 20 日まで

51 年前のことなので手掛かりになるものはほとんど無いが、私は申立期間にA社（現在は、B社）C工場で臨時工として働いていた。所属していたのはD課で、鑄造してすぐの製品を検査するところであった。厚生年金保険料の控除について当時はあまり関心が無く、また、給料はすべて母親に託し、給料袋は自分では一度も開封したことは無く、いくらもらっていたかも知らなかったが、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間にA社C工場で臨時工として勤務していたと供述しているところ、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除及び健康保険への加入の状況について同事業所に照会した結果、「申立人に係る資料は残っていない。また、当時、臨時工や季節労働者は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」との回答があった。

また、申立人が記憶している同僚の連絡先は不明であるため、当該同僚には照会することはできなかったが、申立期間ごろにA社C工場に在籍していた他の同僚に照会したところ、複数の同僚が当時臨時工は厚生年金保険に加入していなかったと供述していることから、当該事業所においては、通常臨時工については厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

さらに、申立期間について、社会保険事務所が保管しているA社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 361

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から 32 年 2 月末日まで  
地元の人の紹介でA社に中学校卒業後の昭和 31 年 4 月から 32 年 2 月まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は昭和 32 年 7 月 22 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が記憶している同僚に照会したところ、申立人を覚えていないと回答している上、当該同僚は、本人が記憶している入社時期のうちの最も遅い時期の9か月以上後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

さらに、申立期間にA社に在籍していた同僚に照会を試みたものの、他界している又は連絡先が不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、昭和 31 年 2 月 22 日以降に資格を取得した者はいないことから、同社では、同日から厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 32 年 7 月 22 日までの1年5か月間には、従業員を厚生年金保険に加入させない取扱いを行っていたとも考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。